

【別紙⑧】

おくやみ手続き窓口取扱業務Q & A

| | |
|------|--------------------------|
| 手続き名 | 固定資産税・都市計画税 納税義務者（相続人）届出 |
|------|--------------------------|

Q：手続きの内容を教えてください。

A：相続登記が完了するまでの間、本手続きにて、固定資産税上の納税義務者を変更させていただきます。

Q：手続きは全員しなければいけませんか。

A：賦課期日(1月1日)までに、法務局での名義変更(相続登記等)のお手続きが間に合わない方や、未登記家屋を所有している方が対象です。

Q：手続きは誰でもできますか。

A：原則、相続人本人しか受け付けていません。本人の来庁が難しい場合、郵送でのやりとりも可能です。特別な事情がある場合は資産税課へご相談ください。

Q：相続放棄している場合、手続きは必要ですか。

A：①届出人欄のみ記入し、放棄された方全員の家庭裁判所からの相続放棄申述が受理された証明書もしくは通知書の写しをご提出ください。

Q：共有者の欄は相続人全員を書く必要がありますか。

A：法定相続人全員を書く必要はありません。法定相続人全員でのご協議の結果、お一人で相続することとなりましたら、その方のお名前を③代表者欄に1名ご記入頂き、④共有者欄は空欄のままとなります。

複数人で相続する場合は、③代表者欄に1名、④共有者欄は代表者以外の方のお名前をご記入ください。

Q：複数で相続する場合、代表者欄と共有者欄の違いはありますか。

A：複数人所有の場合、その所有者は全員で連帯納税義務という義務が課され、税額全体（持分ではない）に対して同じ責任があります。ただし、二重払いを避けるため、納税ができる納付書入りの通知書は代表者の方にのみお送りします。共有者の方には課税されたことをお知らせする課税通知書をお送りします。

Q：物件ごとに分けて課税することはできますか。

A：遺産分割協議書もしくは遺言書、公正証書の写しを提出していただければ可能です。写しがない場合は、物件ごとの課税はできませんので、届出書に記入頂いた代表者・共有者様のとおりとなります。

Q：届けを提出した後で、それと別人で登記をすることになったら。

A：本届け提出後、賦課期日（1月1日）までの法務局受付分は登記通りに変更いたします（未登記物件は別途未登録家屋名義変更届が必要な場合あり）。それ以降の受付分はその次の賦課期日からの変更となり、それまでの間は納税義務者（相続人）届に基づき課税されます。

Q：本届けは固定資産税以外のものに関係はありますか。

A：この届出は、固定資産税・都市計画税のみのものであり、登記簿上の所有者の変更、相続税等には関係がないため、これらについては、法務局や税務署等へそれぞれお問い合わせください。

| | |
|--------|---------------------------------------|
| 問い合わせ先 | 枚方市役所 本館2階 資産税課 電話：072-841-1361 |
|--------|---------------------------------------|